

たたかいは現場から

「偽装みなし労働」残業代請求裁判で勝利判決！

「みなし労働時間制は適用できない」との歴史的判決！

全国一般東京東部労組H.T.S（阪急トラベルサポート）支部の旅行添乗員たちが、添乗員派遣会社である「阪急トラベルサポート」（本社・大阪市・阪急交通社の100%子会社）を相手取って未払い残業代の支払いを求め、集団提訴した計



勝利判決の記念撮影。（写真提供 東部労組）

3本の裁判のうち、08年10月に提訴した第3陣（原告・豊田組合員。対象は国内宿泊旅行の判決公判が5月11日、東京地裁で行われ、組合が完全勝利の判決を勝ち取りました。全国に1万人以上いる派遣添乗員は、1日15時間、16時間という超長時間労働を定額・低額の日当（9千円）以外に1円の残業代もなく強いられています。旅行業界の調査によると、平均年収は約230万円にしかならず、その要因は法律を拡大解釈した「偽装事業場外みなし労働」です。事業場外みなし労働（労基法38条の2）には法的に厳格な要件が定められています。単に事業場外（会社の外）で働

いていればいいのではなく、会社の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が困難な仕事の対象です。しかし、添乗員は指示書やマニュアルを通して一挙手一投足まで時間管理され、添乗日報などで報告も義務づけられています。添乗先で何かトラブルがあれば、携帯電話で会社と連絡を取って指示を受けています。添乗員の仕事が事業場外みなし労働に当てはまらないのは明々白々であるにもかかわらず、添乗員を長時間労働・低賃金に置いておきたい阪急トラベルサポートも含めた旅行業界は、労基署の指導にも従わず、違法な「偽装みなし

労働」を続けているのです。しかし、今回の判決において、会社の主張は全面的に否定されました。裁判所は、派遣添乗員への「みなし労働時間」の適用は認めないと明確に指摘し、請求額全額の56万2千930円の支払いを命じると共に、ペナルティとして請求額と同額という最高額の付加金支払いも命じました。判決文の中で裁判所は、「会社は……就労場所が事業場外であっても、原則として……労働時間を把握する義務がある。客観的にみて労働時間を把握・算定することが可能であれば、事業場外でも労働基準法38条の2第1項（みなし

労働時間制）の適用はない」と明確に判断しています。また、「行程表ないし指示書」、「添乗報告書ないし添乗日報」などで、労働時間は客観的に把握できると言い切りました。そして、二度に渡る労働基準監督署の指導にも従わず、過去の残業代を支払わない会社を厳しく糾弾するために最高額の付加金の支払いを命じたのです。阪急トラベルサポートをはじめすべての会社は、この判決に従い、添乗員への「みなし労働時間制」適用をただちに中止し、残業代を支払うべきです。（全国一般東京東部労組委員長 菅野存）